

利用調整基準表

選考基準

保育の必要性の事由やそれに要する時間等に応じた「1. 基本点数表」及び世帯や児童の状況等に応じた「2. 調整点数表」により該当する項目の点数を算出する。その合計点数により、優先順位を決定する。

1 基本点数表の考え方

- ・基本点数表の中で低い点数の保護者を採用する。
- ・一人の保護者で基本点数表の複数項目に該当する場合は、最も点数の高い項目を採用する。
- ・「※」については、当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。

2 調整点数表の考え方

- ・調整点数表の内容に複数該当する場合は、それぞれの点数を加点する。

3 事由の考え方

- ・基本点数及び調整点数の合計が同一順位で並ぶ場合には、「3. 同一点数時の順位」により優先順位を設定する。

1. 基本点数表

大 分 類	小 分 類	基本点数
1、 家庭外就労	1か月の勤務が160時間以上	100
	1か月の勤務が140時間以上160時間未満	90
	1か月の勤務が120時間以上140時間未満	80
	1か月の勤務が100時間以上120時間未満	70
	1か月の勤務が80時間以上100時間未満	60
	1か月の勤務が60時間以上80時間未満	50
2、 家庭内就労	1か月の勤務が160時間以上	90
	1か月の勤務が140時間以上160時間未満	80
	1か月の勤務が120時間以上140時間未満	70
	1か月の勤務が100時間以上120時間未満	60
	1か月の勤務が80時間以上100時間未満	50
	1か月の勤務が60時間以上80時間未満	40

3、 妊娠・出産	出産予定月の前2ヵ月から出産予定日の後8週間の期間にあつて、出産の準備又は休養を要する	90
4、 保護者の 疾病・傷病	入院を要する	100
	疾病・傷病により1か月120時間以上の児童の保育ができないもの	70
	疾病・傷病により1か月60時間以上120時間未満の児童の保育ができないもの	50
	心身に障害があるため、1か月120時間以上の児童の保育ができないもの	100
	心身に障害があるため、1か月60時間以上120時間未満の児童の保育ができないもの	70
5、 親族の 介護・看護	1か月120時間以上親族の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、保育が困難	70
	1か月60時間以上120時間未満の親族の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、保育が困難	50
6、 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧にあたっている場合	110
7、 求職活動	求職活動中（起業準備を含む）	30
8、 就学	大学、専門学校、職業訓練校等に在学中で1か月120時間以上居宅外で就学している場合	80
	大学、専門学校、職業訓練校等に在学中で1か月60時間以上120時間未満居宅外で就学している場合	60
9、 虐待・DV	虐待やDV、またはそのおそれがあること	※
10、 その他	以上の保育が必要な事由に類するものとして市長が認める場合	※

2. 調整点数表

項目	内容	点数
世帯や児童の 状況	ひとり親家庭	30
	利用希望児童が障害を有する	10
	同居の祖父母がいない	5
	多子世帯（多胎児を含む兄弟姉妹が同時に申し込む場合）	10
	利用希望児童が就学前児童（5歳児）	20
	生活保護世帯（就労による自立支援が見込まれる場合）	5
保育の 代替手段	小規模保育事業等の卒園予定児	20
資格	保育士、幼稚園教諭、保育教諭の免許資格を有し、大牟田市内の教育・保育施設で教育・保育業務に従事するもの	60

3. 同一点数時の順位

事由	優先順位
1、通園手段が徒歩、自転車によるため	1
2、勤務終了時間が遅く、延長保育が必要	2
3、自宅、勤務先から近い	3
4、緊急時の親戚宅から近い	4
5、教育方針が気に入っている	5
6、その他	6